

令和8年8月21日

# まちづくり委員会資料

陳情第149号

王禅寺西第3号線（平成30年認定）の  
整備継続・整備中の道路補修に関する陳情

建設緑政局  
（道路河川管理部管理課）

# 陳情第149号 王禅寺西第3号線（平成30年認定）の整備継続・整備中の道路補修に関する陳情

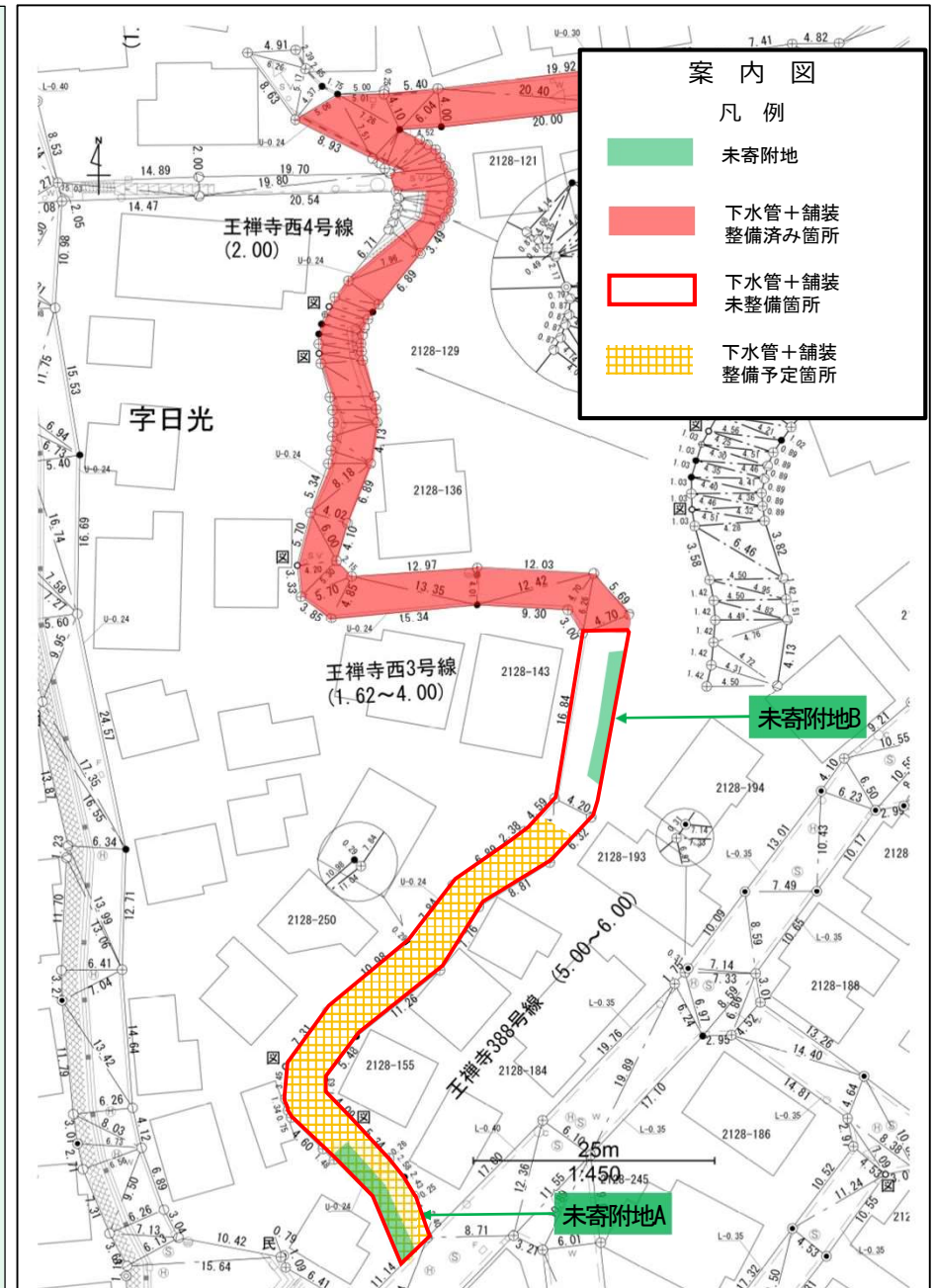
## 1 これまでの経過

### 測量助成制度とは

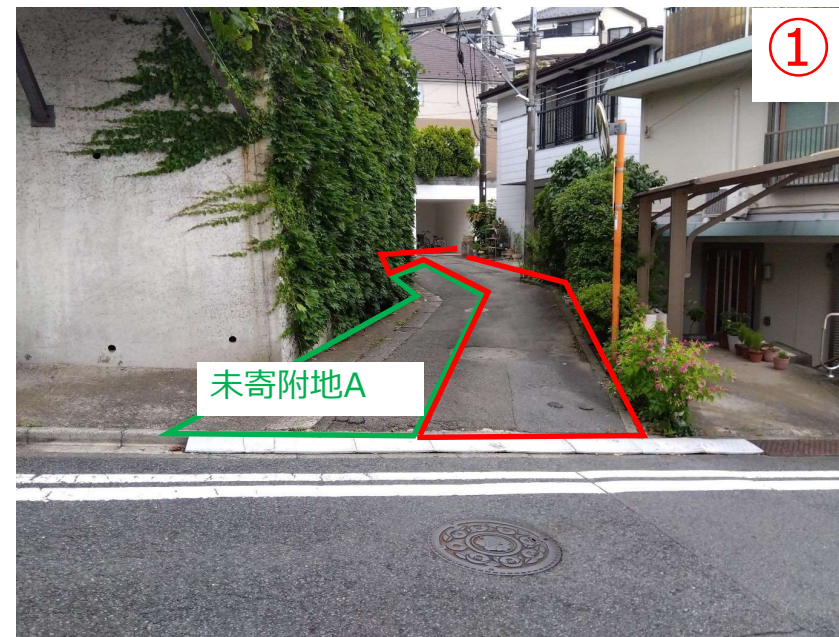
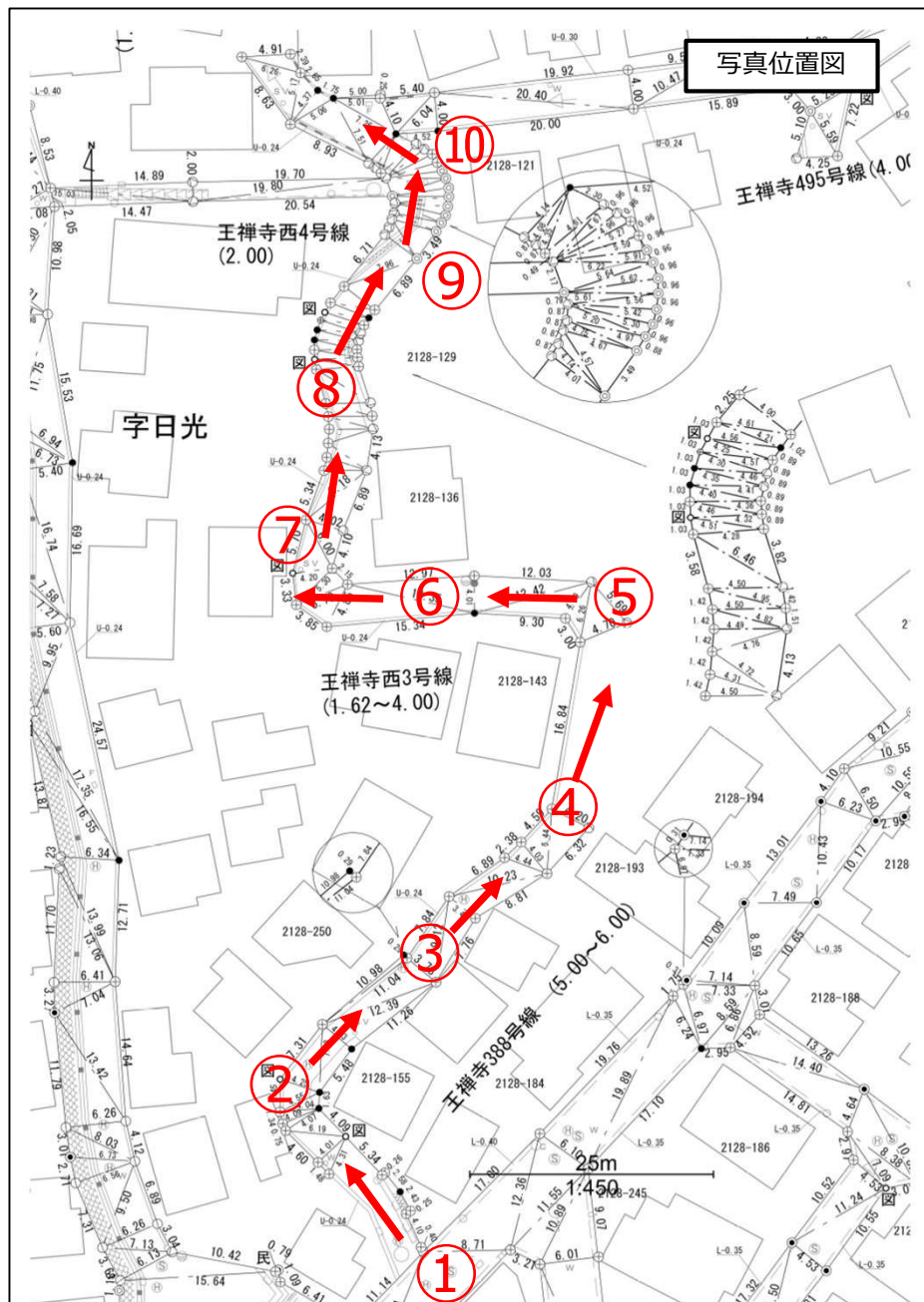
「(旧)住宅地造成事業に関する法律(昭和39年制定)」が施行される以前に住宅建設事業により造成された団地の中には、公図混乱により境界が不明確であり、また団地内の道路(私道)に構造的な不具合を有するなど、住民の力だけで私道を公道に移管することが困難なものがあつた。そのため、団地内に存する私道の市道への移管にあたっては、認定基準の原則「公道と公道を接続する幅員4m以上」に対する例外(「私道を市道に認定する基準」第3条第5号)を設けるとともに、測量助成制度により公図混乱解消のための必要な測量費用等を市が助成し、寄附による公道移管を支援してきたもの。

なお、令和3年、市内で制度の対象となる団地の面積のうち9割以上が助成の完了をしており、また公道移管を望む地域はあるものの、地域全体が対象となる測量助成制度の活用を希望する地域はなかったことから、当該制度は廃止している。

- 昭和30年代：麻生区王禅寺西6丁目地内に「日光台団地」が造成（公図の混乱あり）
- 平成8年2月：自治会から道路敷地の寄附受入れ及び測量助成制度適用について議会陳情が提出
- 平成9年度：一部地権者から測量助成制度適用の同意が得られないことや、民地擁壁等の道路への越境等の課題があつたため、未寄附地権者との調整を主体的に進めることなどについて、地元自治会から確約書（平成10年3月1日付け）を受領。
- 平成10年度：未寄附地権者以外から道路敷地の寄附受納（確約書を受領していない未寄附地3箇所）
- 平成29年度：地元自治会と市が協力して、未寄附地権者との交渉を実施してきたが、未寄附地権者から同意が得られない状況が継続し、当該道路の老朽化が進んだことから、自治会から道路整備の要望を受ける。
- 平成30年6月：1箇所の未寄附地から寄附を受ける。（残りの未寄附地2箇所(右図緑色塗潰し部分)。以後、未寄附地A、Bとする。）
- 平成30年10月：未寄附地等を除いて、道路整備のために道路法の認定、区域決定、供用開始。
- 令和3年度：下水管の埋設及び舗装工事を施工（右図赤色塗潰し部分）。しかし、未寄附地権者から工事に関する事前調査実施や工事車両通行の承諾を得られなかったため、一部未施工（右図赤枠部分）となった。
- 令和5年度：自治会活動休止（令和8年度活動再開予定）



# 陳情第149号 王禅寺西第3号線（平成30年認定）の整備継続・整備中の道路補修に関する陳情



陳情第149号 王禅寺西第3号線（平成30年認定）の整備継続・整備中の道路補修に関する陳情



陳情第149号 王禪寺西第3号線（平成30年認定）の整備継続・整備中の道路補修に関する陳情



# 陳情第149号 王禪寺西第3号線（平成30年認定）の整備継続・整備中の道路補修に関する陳情

## 2 確約書について

- 当該団地においては、地元からの強い要望を踏まえ、道路移管に向けた地元との協力事項を確認するため、平成10年3月1日に自治会から提出されたもの。
- 内容としては、未寄附地権者への働きかけを継続し、未寄附地の解消等を図るため、以下の2点を自治会が主体となって取り組むことを確認したもの。
  - 未寄附地権者に対して、今後も誠意をもって説明を行い、協力が得られるよう努力すること
  - 未寄附地権者から道路敷地の寄附がなされない場合、当該道路に対して整備がなされないことを了解し、市に対して整備の要望をしないこと
- 令和5年度に自治会が休止しているため、以降の未寄附地権者への交渉は市が行っている。

## 3 現状

- 令和8年現在、確約書を受領していない未寄附地は2箇所
- 一部区間は下水道が埋設されておらず、舗装もされていない
- 沿道住民から整備の要望がある

## 4 課題

- 未寄附地については民地であるため道路整備を行うことができない
- 未寄附地権者から工事車両の通行の承諾を得られていないため、寄附済み区間においても整備等が困難となっている
- 下水管を埋設できていない区間があり、浄化槽を使用している家がある

川崎市長殿

平成10年 3月 1日

日光台自治会会長

日光台道路委員長

### 確 約 書

この度日光台自治会「私道の公道移管」に際し、多大な御協力を頂き感謝申し上げます。今回助成測量が終了しました第1工区内に4名の方々の同意が未了ですが、今後とも誠意をもって説明を行い、協力が得られるように役員一同努力をします。  
尚、この方々の道路敷地寄付申請がなされない場合、当該道路路線に対して、一切の整備がなされない事を了解し、川崎市に対して整備の要望をしない事を確約致します。

### 記

1. 今回私道を持っていて「測量助成」に同意がもらえない土地及び所有者

| 土 地 | 所 有 者 |
|-----|-------|
|     |       |
|     |       |

2. 今回私道を持っていて「測量助成」に同意したが、道路移管の書類未提出の土地及び所有者

| 土 地 | 所 有 者 |
|-----|-------|
|     |       |

※道路計画と自己宅地利用計画との整合について検討をしているので時間をもらいたい。

3. 今回私道を持っていて「測量助成」に同意が必要ですが、本人不在、不明の為受領できない土地及び所有者

| 土 地 | 所 有 者 |
|-----|-------|
|     |       |

※ は私道で 名の共有地です。 持分は です。  
又、第2工区内にも土地に対する権利を有しておりますので、その折まとめて解決する所存です。

以上、4名の方々について、株式会社青空企画測量設計も日光台役員の皆様方に助力をし、同意が得られるように最善の努力をする事を確約致します。

株式会社青空企画測量設計  
代表取締役 片山 晋 伍

## 陳情第149号 王禅寺西第3号線（平成30年認定）の整備継続・整備中の道路補修に関する陳情

### 5 直近の状況

- 令和7年度に未寄附地Aの所有者から寄附の申し出があり、令和8年6月に寄附申請書の提出を受け、寄附手続きが進行中。
- 未寄附地Aの寄附が完了すれば、王禅寺西第3号線沿いに建築されているすべての住宅への下水道整備や、未寄附地を除いた路面の舗装をすることが可能となるため、工事の実施に向け調整中。

### 6 今後のスケジュール（予定）

|           |                              |
|-----------|------------------------------|
| 令和9年度     | 未寄附地Aの寄附完了<br>下水道工事及び舗装工事の設計 |
| 令和10～11年度 | 下水道工事及び舗装工事の施工               |

未寄附地については、残り1箇所（未寄附地B）となるが、寄附を受けられるよう引き続き所有者と交渉を続ける。

### 7 陳情の要旨

王禅寺西第3号線は整備途中ということで、下水道整備工事計画実行中とはなっていますが、約50%の整備から停滞している状況です。停滞中・整備完了後の道路補修を定期的に依頼できるようにするため、古すぎる確約書の抹消をお願いします。

### 8 陳情に対する本市の見解

- ・確約書の有無と道路整備の施工に直接の関係はなく、前述の通り、工事が施工できていない理由は、工事に必要な条件が整わなかったことによるものです。
- ・当該確約書は、自治会が未寄附地権者への働きかけを主体的に継続することなどについて、自治会の意思確認を行ったものであり、未寄附地の解消を促進し、道路整備の進展につなげるためのものであることから、破棄は行わない考えです。
- ・一方で、未寄附地Aの所有者から寄附申請書の提出を受けることができたため、現在、寄附の手続きを進めています。
- ・市としても確約書の有無に関わらず道路整備を進めていく必要があると考えており、令和3年度に施工できなかった区間について、未寄附地Bを除き、未寄附地Aの寄附手続きが完了後、下水道管布設工事及び路面舗装工事を実施する予定です。
- ・今後も、自治会関係者と連携しながら、残る未寄附地権者との協議を粘り強く継続するとともに、適正な道路の維持管理に努めてまいります。